

2023年10月1日

お取引先各位

税理士 船橋信治

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知させていただきます。

敬具

記

1. 税理士 船橋信治の登録番号 **T8-8107-8500-7599**
2. 毎月定額の税理士報酬引落については、適格請求書は必要ありません。税理士顧問契約書とこの「適格請求書発行事業者登録番号のご通知」が保管されていれば消費税の仕入税額控除の要件をみます。
3. 年末調整や決算報酬などのオプション料金の場合には（毎月定額でないケースの場合には）、登録番号記載の請求書をPDFにてメールさせていただきますので、それを適格請求書として保管していただきます。

※ PDFは電子データと位置づけられますので、紙をプリントアウトしての保存ではダメで、オリジナルのPDFのまま保存していただきます。ファイル名には、それぞれ「日付、相手先、金額」を付して保存します（電子帳簿保存法によって必要となります）。保存先のフォルダには階層が必要になるはずですし、バックアップも定期的にとる必要があります。ただしTKC証憑保存システムをご利用の場合は、自動的に法令順守の形でクラウド保存されます。

以上